

# テレワーク光 利用規約

## 第一章 総則

### 第1条（利用規約の適用）

1. 株式会社フォレスタ（以下、「当社」といいます。）は本利用規約に基づき、「テレワーク光」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、(1)当社が開発・提供する固定電話をスマートフォンアプリで発着信するテレワーク（以下、「テレワーク」といいます。）、(2)当社の提携上位事業者の電気通信設備を利用して提供するインターネット接続サービス、及び(3)東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」といいます。）又は西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」といいます。以下、NTT東日本とNTT西日本を総称して「NTT東西」といいます。）が提供する卸電気通信役務のIP通信網サービスを利用して提供するFTTHサービス及び電話サービスから構成されます。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲載します。
2. 利用者が本サービスを利用するにあたっては、本利用規約が適用されます。本利用規約において「利用者」とは、本サービスの利用契約を当社と締結する者（以下、「契約者」といいます。）及び同契約に基づき本サービスを利用する者としてします。
3. 本サービスの提供には、本利用規約に定めるものを除き、当社の別途定める「テレワーク利用規約」の規定が適用されます。本利用規約とテレワーク利用規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本利用規約が優先します。

### 第2条（本利用規約の変更）

1. 当社は、利用者の事前の承諾なくして本利用規約を変更することができます。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の利用規約によって定められます。
2. 当社は、本利用規約を変更した場合には、第3条に定めるいずれかの方法により、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容を通知した後、利用者が本サービスを利用することによって、規定変更を承諾したものとみなします。

### 第3条（当社からの通知）

1. 当社から利用者への通知は、本利用規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や当社ウェブサイト上での提示、その他当社が適当と認める方法のいずれかにより行われるものとしします。
2. 前項の通知は、電子メールの送付による場合は、当社が電子メールを送出した時点、ウェブサイト上の提示による場合は、当社がウェブサイトに記載しインターネット上に公開した時点で、その効力を生じるものとしします。
3. 利用者は、随時電子メールの受信又は当社ウェブサイトの閲覧を行う等により、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとしします。

#### 第4条（サービス内容、適用規約及び適用約款）

1. 本サービスの内容及び提供料金は別紙1の通りとします。
2. 本サービスは、(1)テレワープ、(2)インターネット接続サービス、及び(3)NTT東日本又はNTT西日本が卸提供する光アクセス回線及び電話サービスをセットにしたサービスであり、構成する各々のサービスの内容は以下の通りです。

##### (1)テレワープ

ワイヤレスデータ通信を使用した、インターネットプロトコル（IP）による音声通信サービスであり、NTT東西から提供されるひかり電話ルーター（ホームゲートウェイ（以下、「HGW」といいます。））に当社が提供するテレワープキューブを接続することで、テレワープ光電話に着信した電話を当社が提供するスマートフォン用アプリ（以下、「本アプリ」といいます。）で受信、本アプリからテレワープ光電話で発信、及び本アプリ間で発着信を行う音声通話サービスであり、本利用規約に定めがない限り、当社が別途規定する利用規約が適用されるものとします。

- ・ [テレワープ利用規約](#)

##### (2)インターネット接続サービス

NTT東西が運営する光ファイバー通信網（以下、「NTT網」といいます。）とインターネットを接続するサービスであり、本規約に定めがない限り、別紙2に規定するインターネット接続利用規約が適用されるものとします。

##### (3)光アクセス回線及び電話サービス

光ファイバーによる利用者宅からプロバイダー間を繋ぐ光アクセス回線及び電話サービスであり、本規約に定めがない限り、提供元であるNTT東西所定の利用約款、利用条件等（以下、「外部約款」という）が、適用されるものとします。当該外部約款に記載される電気通信サービス等の提供者名は、当社名に読み替えられるものとします。

- ・ [NTT東日本約款](#)
- ・ [NTT西日本約款](#)

#### 第5条（サービス対象者及び対象地域）

1. 本サービスの契約は、日本国内に居住している法人及び、個人に限ります。また、本サービスの利用にあたり、当社が指定する本人確認書類を提供頂き、当社が本人性の確認ができた法人・個人をサービスの提供対象とします。
2. 本サービスの提供地域はNTT東西が提供する光アクセス回線の提供地域に準じます。
3. 利用者は、本サービスを日本国外で利用する場合、利用先の国の法令に従うものとします。本アプリは日本国の法令（外国為替、外国貿易法及び関連する政省令等）により、特定の国や地域へは持

ち出しができない場合があります。本サービスを日本国外で利用することは全て利用者の自己責任とし、当社は一切の責任を負いません。

## 第二章 利用の開始及び終了

### 第6条（申込み）

1. 利用を希望する者（以下、本条において「申込者」といいます。）は、本利用規約に同意した上で、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 申込者は、本条第1項の申込みにあたり、当社所定の契約者情報（個人・法人の本人確認のための書類、支払にかかるクレジットカード情報を含みます。）を提供するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って対応します。
4. 当社は申込みを受領した時点で、申込み情報に登録されたメールアドレス宛に電子メールにて受領した旨を通知するとともに、以下の情報を連絡します。
  - (1) 当社ウェブサイト上に契約者専用開設する「マイページ」にログインするための「ログインID」及び「初期パスワード」
5. 申込者は、前項に記載の電子メールを受領後、速やかに「マイページ」にログインし、パスワードを変更し、申込み内容の確認を行うものとします。
6. 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了し、当社が本サービスの開通日及び提供サービス内容を案内するメールを送信した日に成立するものとし、光アクセス回線の開通日を本サービスの利用開始日とします。
7. NTT東西が提供するフレッツ光サービスを本サービスに移行することを「転用」といいます。申込者が「転用」により本サービスを申込みの場合、NTT東西が発行する「転用承諾番号」を申込み在先立って取得し、「転用承諾番号」の有効期限の5日前までに当社に申込みものとします。
8. 他の光コラボレーションサービスの光アクセス回線を本サービスに移行することを「事業者変更」といいます。申込者が「事業者変更」により本サービスを申込み場合は、契約している光コラボレーション事業者が発行する「事業者変更承諾番号」を申込み在先立って取得し、「事業者変更承諾番号」の有効期限の5日前までに当社に申込みものとします。
9. 当社は、次の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込み内容に記入漏れ、誤記又は虚偽の記載があるとき
  - (2) 申込者が料金その他の債務の支払を現に怠り又は怠る恐れがあるとき
  - (3) 申込者が過去に本利用規約に違反した事実があったとき
  - (4) 申込者の本人性の確認ができないとき
  - (5) その他、申込者が当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断するとき

### 第7条（契約者の意思による解約）

1. 解約の手続きは、当社ウェブサイト上の「マイページ」より行うことができます。

2. 契約者から「マイページ」より正しく解約の申込みがされた場合、当社は契約者の指定するメールアドレスへ通知を行い、本サービスの解約日を含む手続きの詳細を案内します。
3. 解約の手続きが完了し、光アクセス回線のサービスの停止と同時に本サービスは終了となります。
4. 契約者が事業者変更により他の光コラボレーションサービスに移行する場合、弊社所定の方法で事業者変更承諾番号の発行依頼を行うものとします。当社は契約者から発行依頼を受付けた場合、当社所定の方法にて事業者変更承諾番号を発行し、契約者に通知するものとします。

#### **第8条（契約期間）**

1. 本サービスの契約期間は第6条6項に示す当社所定の手続きが完了し、光アクセス回線の開通した日を開始日とし、第7条3項に示す光アクセス回線のサービス停止日を終了日とします。

#### **第9条（最低利用期間）**

1. 本サービスに、最低利用期間の定めはありません。

### **第三章 料金**

#### **第10条（料金）**

1. 本サービスの利用料金は、初期費用として、契約時に発生する「事務手数料」、テレワークキューブを買い取る場合の「買取費用」及び光アクセス回線等の開通に伴う「工事費用」並びに月々発生する月額費用として、「サービス利用基本料金（基本サービス及びオプションサービス）」、「テレワーク光電話通話料金」及びテレワークキューブをレンタルする場合の「レンタル費用」とします。各利用料金は、別紙1に既定の通りとします。
2. 月額費用は、契約開始日、契約終了月ともに日割り計算は行わず、満額の請求となります。
3. 申込者が「転用」により本サービスを申込み場合、フレッツ光サービスを新規開設した際に発生した分割工事費用の残債（以下、「工事費残債」といいます。）は当社に一括で支払うものとします。
4. キャンペーン等により本サービスの料金の免除、減額等を行う場合、当社はその内容を当社ウェブサイト上で掲載するものとします。
5. 当社は、法律の定めにより「ユニバーサルサービス料」及び「電話リレーサービス料」を請求いたします。制度の詳細は総務省の下記サイトを参照ください。
  - ・ [ユニバーサルサービス](#)
  - ・ [電話リレーサービス](#)

#### **第11条（料金の支払義務）**

1. 当社は、「事務手数料」及びテレワークキューブを買い取る場合の「買取費用」を契約申込み時に、光アクセス回線等の開通に伴う「工事費用」及び「転用」により本サービスを開始した場合の「工事費残債」を契約開始月の翌々月5日に、月額費用の「サービス利用基本料金」及び「レンタル

費用」を利用月の5日に、「テレワープ光電話通話料金」及び「ユニバーサルサービス料」、「電話リレーサービス料」を利用月の翌々月5日に第12条に記載の支払方法で徴収するものとします。

#### **第12条（料金の支払方法）**

1. 利用料金は、当社が別途定める場合を除き、VISA/MASTER/JCB/Diners/AMEXのいずれかのクレジットカードにより支払うものとします。
2. 利用料金の支払は、契約者が申込みにおいて当社に届け出たクレジットカード会社の規約に基づくものとします。

#### **第13条（割増金）**

1. 契約者が、クレジットカードの不正利用等により料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とし、以下同様とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として、当社が別途定める方法により支払うものとします。

#### **第14条（延滞利息）**

1. 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

### **第四章 利用方法**

#### **第15条（契約者登録）**

1. 当社から利用者に対するサポートサービスを円滑にご提供するため、契約者は契約申込み時に契約者の住所、メールアドレス、電話番号等の連絡先の情報を登録するものとします。

#### **第16条（契約者登録の変更）**

1. 契約者は、住所、メールアドレス、電話番号等契約者登録の内容に変更が生じた場合には、すみやかに「マイページ」より登録内容を変更するものとします。
2. 当社から契約者に対する通知は、契約者登録の内容にもとづいて行うものとし、登録内容に起因する通知の不到達等一切の責任を当社は負いません。また、この通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

#### **第17条（契約者情報の取扱い）**

1. 当社は、契約者登録にかかる情報（以下、「契約者情報」といいます。）を、善良な管理者としての注意をもって管理します。

2. 契約者は、当社が契約者情報を以下の各号に定める目的に利用することがあることにつき、あらかじめ同意するものとします。当社は当該情報を以下の目的にのみ利用し、法令にもとづいて官公庁から開示を求められた場合を除き、契約者の事前の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。
  - (1) 当社が契約者を含む利用者に対し、本サービスの追加若しくは変更のご案内又は緊急連絡の目的で、電子メール又は郵便等で通知をするため
  - (2) 当社がサービス開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し又は第三者に提供するため
  - (3) 法令の規定にもとづき、利用又は提供しなければならないため
  - (4) 利用者に対するサポートサービスを円滑に提供するため
3. 当社は、契約者情報について当社が必要と判断した場合、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から3年間保管できるものとします。
4. 当社は、契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします。）を求められたときは、当該利用者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、利用者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。
5. 契約者は、料金その他の債務の支払をしない場合又は第4項に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求にもとづき、法人名、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（利用者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

#### **第18条（オプションサービス）**

1. 利用者は、オプションサービスを利用することができます。
2. 利用者は、オプションサービスについて、当社所定の方法により申込みを行うものとします。当社は、申込みが行われた当日から起算して当社所定の期間内にオプションサービスの利用登録を完了します。
3. オプションサービスを解約する場合も前項と同様とします。
4. オプションサービス内容及び料金は、別紙1又は当社ウェブサイトにおいて定めるものとします。

#### **第19条（自己責任の原則）**

1. 契約者は、利用者が本サービスを利用して行った自己の行為及びその結果について、利用者と連帯して責任を負います。
2. 利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

## 第20条（情報の管理）

1. 利用者は、お客様ID、アクセスキー、PPPoE接続ID、デバイスID、パスワード、その他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報（以下、「ID 情報」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。
2. 利用者は、ID 情報を他者に使用させ、本サービスを他者と共有し又は売買、譲渡若しくは貸与等をしてはならないものとします。
3. ID 情報の管理及び使用は利用者の責任とします。ID 情報の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切の責任を負いません。
4. 利用者のID 情報をもって本サービスが利用されたときには、その利用者自身の利用とみなされるものとします。
5. 利用者のID 情報を使用し、利用者とは他者により同時に又は他者のみによって本サービスが使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

## 第21条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他人（当社を含みます。以下、同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
  - (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
  - (3) 他人を誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し又は掲載する行為
  - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
  - (7) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし又は消去する行為
  - (8) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者のID 情報を不正に使用する行為、偽装するために他人名を名乗る行為を含みます。）
  - (9) 自己のID 情報を他者と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
  - (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - (11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く又はその恐れのあるワンギリなど（嫌がらせ電話）を送信する行為
  - (12) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせる恐れのある行為
  - (13) 第三者又は当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、音声サービスに支障をきたす恐れのある行為、音声サービスの運営を妨げる行為

- (14) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為又は商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
- (15) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱く又はその恐れのある通信をする行為
- (16) その他、法令若しくは公序良俗に違反し又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (17) 前各号に該当する恐れがあると当社が判断する行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

#### **第22条（利用者の機器等にかかる維持責任）**

1. 利用者がテレワークを利用するために必要となるスマートフォン等の通信機器（以下、「利用者端末」といいます。）及び通信環境については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

#### **第23条（著作権等）**

1. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が利用者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報（以下、「ソフトウェア等」といい、映像、音声、文章等を含みます。以下、同様とします。）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社又は当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 利用者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。利用者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等をウェブサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、契約者は利用者と連帯して、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

### **第五章 利用の中断、制限、停止及び解除**

#### **第24条（利用の中断又は制限）**

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中断又は制限することがあります。
  - (1) 当社、NTT東西、及びインターネット接続上位事業者（以下、総称して「当社等」といいます。）の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
  - (2) 当社等と当社等の電気通信設備を接続している電気通信事業者間で締結される契約の規定に基づく、通信利用の制限が生じた場合

- (3) 当社等の電気通信設備の容量を大幅に上回る通話が発生し、通信が著しく輻輳した場合
  - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生する恐れがある場合で、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う場合
  - (5) 一の通話について、その通話時間が一定時間を超えるとき場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中断又は制限するときは、第3条（当社からの通知）によりあらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  3. 当社は、本条に基づく利用の中断又は制限があった場合でも、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部のご返金はいたしません。
  4. 利用者は、本条に基づく利用の中断又は制限があった場合でも、当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、利用が中断又は制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### **第25条（利用の停止）**

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後を支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
  - (2) 申込みの内容が事実と反することが判明したとき
  - (3) 第17条（契約者情報の取扱い）第4項に定める契約者確認に応じないとき
  - (4) 第30条（本アプリを利用する端末機器にかかる利用者の義務）の規定に違反し、電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます。）に適合しない自営端末機器で利用したとき
  - (5) 本利用規約で禁止する行為が行われたとき
  - (6) 当社の業務又は本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし又は支障を及ぼす恐れのある行為が行われたとき
  - (7) 他の利用者に重大な支障を与える態様で本サービスが使用されたとき
  - (8) 本サービスが違法な態様で使用されたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則として利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、ユーザー登録により利用者に対する通知方法を当社が把握している場合、通知することがあります。
3. 当社は、本条に基づく利用の停止があった場合でも、利用者に対し、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部のご返金はいたしません。

#### **第26条（当社による利用契約の解除）**

1. 当社は、第25条（利用の停止）第1項の規定により当社サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しない場合には、特段の催告なく、その利用契約を解除することができます。
2. 当社は、利用者が第25第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行について著しい支障を生じさせる認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することができます。
3. 当社は、利用者が届け出たクレジットカードの会員資格が喪失された場合、クレジットカードの有効期限が満了している場合、クレジットカードの利用限度額を超過した場合、その他の事由によりクレジットカード会社（クレジットカード決済代行業者を含みます。）から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、利用契約を解除することができます。
4. 第25条第2項及び第3項の規定は、本条により当社が利用契約を解除する場合に準用します。

#### **第27条（発信制限）**

1. 利用者は、テレワープが以下の各号に定める場合においては、発信ができないことをあらかじめ了承するものとします。
  - (1) 110、119などの緊急電話に代表される3桁番号のサービスを利用する場合。
  - (2) その他、契約者がテレワープ光電話で制限している相手先の場合。

#### **第28条（音声通信品質の非保証）**

1. テレワープの音声通信の品質は、利用者端末の動作環境（CPU速度、ブラウザ、メモリ容量、サウンドカード等）及びモバイル回線状況等に影響されます。当社では、サービス利用における音声通信の品質に関しては、理由の如何を問わず、一切の保証をいたしません。

#### **第29条（その他本サービスの制限条件）**

1. 利用者が使用する利用者端末のデータ通信が中断した場合、テレワープは利用できません。
2. 利用者端末の設定を含む通信設備や利用形態、ネットワークの混雑状況等により、通話品質に影響が出る場合や、テレワープの利用ができない場合があります。
3. 利用者端末上で本アプリをログイン状態にしていない場合、テレワープは利用できません。
4. 利用者端末にインストールされた他のアプリケーションの影響により、テレワープが利用できなくなる場合があります。
5. 利用者は、本条各項に基づく利用の制限があった場合でも、当社に対し、利用が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

## **第六章 端末機器・装置**

#### **第30条（本アプリを利用する端末機器にかかる利用者の義務）**

1. 利用者は、本アプリを利用する利用者端末を技術基準に適合するよう維持するものとします。

2. 利用者は、本アプリを利用している利用者端末が技術基準に適合しない場合、当該端末でのテレワークの利用を中止するものとします。

### **第31条（推奨端末機器）**

1. 当社は、適宜、日本国内で流通する端末機器を独自で検証し、本アプリを利用することが可能と確認された端末機器を推奨端末機器として、第3条（当社からの通知）に定める方法で利用者に告知します。

### **第32条（当社が提供する機器）**

1. 当社は契約期間中、契約者に対して、NTT東西が提供する機器（光回線終端装置（ONU）、ひかり電話ルーター（HGW）等）並びに、テレワークキューブ（以下、総称して「提供機器」といいます。）を提供します。
2. テレワークキューブは契約者が申込み時に買取るか又はレンタルするかの何れかを選択するものとします。
3. 当社はテレワークキューブを契約者が指定した送付先に発送します。テレワークキューブをレンタルにて使用する場合、その発送日から契約者に対するテレワークキューブのレンタルが開始されるものとします。
4. 光アクセス回線の工事が無派遣工事の場合は、当社はNTT東西が提供する機器を契約者が指定した送付先に発送します。派遣工事の場合は、工事担当者が当該機器を持参し工事を行います。
5. 契約者は、契約者の責任と費用負担で、テレワークキューブの設置、HGWとの接続、本アプリの設定画面からの設定、移設及び撤去、並びに運用及び保守等を行うものとし、契約者がHGWとテレワークキューブを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
6. 提供機器を使用するにあたって必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
7. 契約者が本サービスを解約する場合は、NTT東西が提供する機器をNTT東西又は当社の指示に従って、当該機器を返却するものとし、テレワークキューブをレンタルにて使用する場合、契約者の費用負担にてテレワークキューブを当社が指定する住所に返送するものとします。解約後1カ月を経過してもテレワークキューブが返送されない場合は、当社は機器代金として当社ウェブサイトに記載の買取時の金額を契約者が登録しているクレジットカードにて徴収するものとします。
8. 当社は、契約者の本サービス利用開始において提供機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備の商品性及び契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

### **第33条（当社が提供する機器の使用及び保管等）**

1. 利用者は提供を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとし、高温多湿等の劣悪な環境で使用しないものとします。

2. 利用者は、提供機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、提供機器を改造若しくは改変し又は利用者が利用契約において指定した設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、利用者は、本サービスを利用する目的以外に提供機器を使用してはならないものとします。
3. 契約者は、提供機器をレンタル契約にて利用している場合に限り、提供機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、当社又はNTT東西にて、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常な提供機器（以下、「代品」といいます。）を提供し、契約者は、代品を受領後速やかに、契約者の費用と責任により代品の設置及び設定を行い、故障、毀損等の生じた端末設備（以下、「故障品」といいます。）を当社又はNTT東西が指定する場所へ送付するものとします。
4. 前項の規定に拘らず、当社は、利用者の責に帰すべき事由により提供機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、代品及びその発送に掛かる費用を請求できるものとします。

## 第七章 保守及び保証

### 第34条（当社の維持責任）

1. 当社は、本サービス提供に必要な設備を可能な限り、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第35条（当社提供機器の保証）

1. テレワークキューブの保証期間を利用開始日から1年間とします。契約者がテレワークキューブを買い取った場合、契約者は利用開始日から1年以内にテレワークキューブに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する代品を提供し、契約者は、代品を受領後速やかに、契約者の費用と責任により代品の設置及び設定を行うものとします。

### 第36条（修理又は復旧）

1. 当社は、本アプリのソフトウェアに瑕疵が確認された場合、可及的速やかに瑕疵を改善し、改訂版をGoogle Play又はApp Storeに定められたアップデート方法にて提供するものとします。
2. 当社は、テレワークキューブのソフトウェアに瑕疵が確認された場合、可及的速やかに瑕疵を改善し、改訂版を、インターネットを介してテレワークキューブに配信する方法でソフトウェアのアップデートを実施します。
3. 当社は、当社の設置した設備が故障し又は滅失した場合、すみやかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。
4. 当社は、当社の設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

### **第37条（保証の限界）**

1. 当社は、利用者が本サービスに利用するネットワーク環境及び端末機器に際して、一切の品質を保証いたしません。
2. 当社は、本アプリにおいて、他のアプリケーションとの動作性や、その他一切の責任を負いません。また現在の技術水準に基づくものであり、本サービスに瑕疵のないことを保証いたしません。

## **第八章 損害の賠償**

### **第38条（サービスの利用不能による損害）**

1. 当社は、本サービスが全く利用できない状態となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が継続したときに限り、日割り換算によって、月額基本料金の一部を減免範囲として損害を賠償します。
2. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が利用できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

### **第39条（本サービスの利用又は利用不能から派生した損害）**

1. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証を行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失又は第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、利用者による本サービスの利用若しくは利用不能又は利用者に対するサポートサービスの提供若しくは提供不能の結果として生ずべき利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他利用者が被るべき一切の金銭的及び非金銭的損害、損失並びに費用に関し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

### **第40条（損害賠償額の上限）**

1. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、月額換算とし、月額基本料金の範囲内と致します。ただし、当社に悪質な故意がある場合はこの限りではありません。

## **第九章 サポート**

### **第41条（サポート）**

1. 当社は、利用者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関するお問い合わせ窓口を開設し、電話でのお問い合わせに対応します。また、本サービスの利用に関する技術サポートを、電子メール及び当社ウェブサイトを用いることで提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデート又はアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
3. 当社は、利用者に提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
4. 当社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除く、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

#### **第42条（情報の収集）**

1. 当社は、本サービスに関し、当社が必要と判断した利用者に関する情報を収集し、利用することがあります。利用者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
2. 当社は、前項により当社が利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う利用者の本人確認、アフターサービス、新サービス及びキャンペーン情報等のご案内並びにサービス開発及びサービス向上等のために自ら利用し、また当社の提携先へ提供することがあります。

### **第十章 雑則**

#### **第43条（反社会勢力の排除）**

1. 利用者は、過去、現在及び将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、及び暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為又はその恐れのある行為を行わないものとします。
2. 利用者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく利用者の本サービス利用を停止し、又は登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### **第44条（準拠法）**

1. 本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

#### **第45条（協議）**

1. 当社及び契約者は、本サービス又は本利用規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。

#### **第46条（管轄裁判所）**

1. 当社及び契約者は、本サービス又は本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### **附則**

（適用期日）

- ・ 本利用規約は、2023年8月20日より適用します。
- ・ 本利用規約は、2024年4月1日より適用します。

## サービス内容

## A サービス内容及び月額料金

1. 基本サービス（必須サービス）※申込時にいずれかを選択いただきます。

サービス名称	サービス内容	単位	月額費用 (税抜)
テレワーク光 ファミリープラン1	戸建用光回線+プロバイダー+テレワーク1 台プランのセットプラン	1回線	5,510円
テレワーク光 ファミリープラン3	戸建用光回線+プロバイダー+テレワーク3 台プランのセットプラン	1回線	6,230円
テレワーク光 ファミリープラン5	戸建用光回線+プロバイダー+テレワーク5 台プランのセットプラン	1回線	6,780円
テレワーク光 マンションプラン1	集合住宅用光回線+プロバイダー+テレワー ク1台プランのセットプラン	1回線	4,720円
テレワーク光 マンションプラン1	集合住宅用光回線+プロバイダー+テレワー ク3台プランのセットプラン	1回線	5,440円
テレワーク光 マンションプラン1	集合住宅用光回線+プロバイダー+テレワー ク5台プランのセットプラン	1回線	5,990円

2. テレワーク光電話サービス（必須サービス）※申込時にいずれかを選択いただきます。

サービス名称	サービス内容	単位	月額費用 (税抜)
テレワーク光電話	発信者番号通知が付帯された電話プラン ※発信者番号通知は相手先の電話番号を通知 するサービスです。 <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1回線	900円

テレワープ光電話 エース	発信者番号通知、番号通知リクエスト、迷惑電話ブロック、通話中着信、着信お知らせメール、着信転送及び税込475円の無料通話が付帯された電話プラン ※各サービスの内容はオプションサービスに記載	1回線	1,500円
-----------------	---	-----	--------

### 3. テレワープ光電話サービス オプションサービス

サービス名称	サービス内容	単位	月額費用 (税抜)
番号通知リクエスト	「非通知」でかけてきた相手に、「電話番号を通知のうえかけ直すよう」自動音声で伝えるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用回線	200円
通話中着信	通話中にかかってきた電話を、話中の通話を保留にして受け取ることができるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用回線	300円
着信転送	特定の固定電話番号宛の着信を別の電話番号へと転送し、通話することができるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用番号	500円
迷惑電話ブロック	指定した電話番号の着信を拒否することができるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用回線 または 1利用番号	200円
着信お知らせメール	不在着信をメールで確認できるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用番号	100円
FAXお知らせメール	受信したFAX内容をメールで確認できるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用番号	100円
追加番号	電話番号を最大5番号まで追加するサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用番号	100円

複数チャネル	同時に2通話することができるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	利用回線	200円
特定番号通知機能	発信時に相手方に「0120」「0800」「0570」で始まる番号を通知することができるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用番号	100円

#### 4. その他 オプションサービス

サービス名称	サービス内容	単位	月額費用 (税抜)
無線LAN	ホームゲートウェイに無線LANカードを設置することで宅内で無線LANが使えるサービス	1カード	300円
テレワープ光テレビ	アンテナを設置せずに地上/BSデジタル放送が受信できるようになるサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1回線	750円
リモートサポートサービス	インターネット・情報端末の利用方法等のお問合せに電話又は遠隔操作でサポート対応するサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用回線	500円
24時間出張修理オプション	光アクセス回線の故障時に、24時間・365日いつでも受付し故障対応するサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1利用回線	3,000円

## 5. 着信払電話およびオプション機能

サービス名称	サービス内容	単位	月額費用 (税抜)
着信払電話	「0800」または「0120」で始まる電話番号にかかってきた通話料を、着信側で負担するサービス <a href="#">サービス内容参照サイト</a>	1着信払 電話番号	1,000円
着信払電話 複数回線管理機能	1つの着信払電話番号を複数の拠点、回線で共通に利用することができる機能	1着信払 電話番号	1,000円
着信払電話 発信地域振分機能	着信払電話番号にかかってきた電話を、発信地域ごとに予め指定した電話番号に着信させることができる機能	1利用回線	350円
着信払電話 話中時迂回機能	1つの着信払電話番号が話中の場合でも、予め指定した他の電話番号に迂回し着信させることができる機能	1迂回 グループ	800円
着信払電話 着信振分接続機能	着信払電話番号にかかってきた通話を、予め指定した比率で複数の電話番号に振り分けて着信させることができる機能	1振分 グループ	700円
着信払電話 時間外案内機能 / 受付先変更機能	時間外案内機能：営業時間外などに着信払電話番号にかかってきた電話に対し、受付時間外であることをガイダンスで案内できる機能  受付先変更機能：営業時間外などに着信払電話番号にかかってきた電話を、予め指定した他の電話番号へ着信させることができる機能	1利用番号	650円

## 6. テレワークキューブレンタル費用

サービス名称	サービス内容	単位	月額費用 (税抜)
テレワークキューブ レンタル料金	テレワークを利用するためホームゲートウェイに設置する装置を貸し出すサービス ※テレワークキューブを買取した場合は発生しません。	1回線	300円

## B 初期費用・工事費用

### 1. 契約事務手数料

項目	内容	単位	費用（税抜）
契約事務手数料	契約時に掛かる手数料	1回線	3,000円

### 2. 工事費用 テレワーク光関連初期工事費用

工事種別・費用	対象サービス・費用内容	単位	費用（税抜）
光アクセス回線 新規工事・移転工事費 ※派遣工事の場合	テレワーク光 全プラン共通 新規で開設又は移転する場合に掛かる費用	1工事	20,000円 ※注1
光アクセス回線 新規工事・移転工事費 ※無派遣工事の場合	テレワーク光 全プラン共通 新規で開設又は移転する場合に掛かる費用	1工事	3,000円 ※注1
光アクセス回線 品目変更工事費 ※派遣工事の場合	テレワーク光 全プラン共通 NTT東フレッツ光のプランでハイスピードタイプをギガラインに変更する場合に掛かる費用	1工事	11,600円 ※注1
光アクセス回線 品目変更工事費 ※無派遣工事の場合	テレワーク光 全プラン共通 NTT東フレッツ光のプランでハイスピードタイプをギガラインに変更する場合に掛かる費用	1工事	3,000円 ※注1
光アクセス回線 品目変更工事費	テレワーク光 全プラン共通 ファミリーをマンションに変更する場合、 マンションをファミリーに変更する場合、 及びVDSL方式を光配線方式に変更する場合に掛かる費用	1工事	20,000円 ※注1

注1 平日日中帯に工事を行う場合の、標準工事費となります。土日休日、夜間に工事を行う場合は追加料金が発生します。

### 3. 工事費用 テレワーク光電話関連初期工事費用

工事種別・費用	対象サービス・費用内容	単位	費用（税抜）
テレワーク光電話 基本工事費 ※派遣工事の場合	テレワーク光電話 テレワーク光電話を工事スタッフを派遣し て新規で開設する場合に掛かる費用	1工事	7,500円 ※注1
テレワーク光電話 基本工事費 ※無派遣工事の場合	テレワーク光電話 テレワーク光電話を工事スタッフを派遣せ ずに新規で開設する場合に掛かる費用	1工事	2,000円 ※注1
テレワーク光電話 交換機等工事費	テレワーク光電話を開設する際に掛かる費 用	1回線	1,000円
テレワーク光電話 同番移行工事費	既存の加入電話の電話番号をテレワーク光 電話で利用する場合に掛かる費用	1番号	2,000円 ※注2
テレワーク光電話 オプション追加工事費	番号通知リクエスト	1回線	1,000円
	通話中着信	1回線	1,000円
	着信転送	1番号	1,000円
	迷惑電話ブロック	1回線 または 1番号	1,000円
	着信お知らせメール	1番号	1,000円
	FAXお知らせメール	1番号	1,000円
	追加番号	1番号	700円
	複数チャンネル	1チャンネル	1,000円
	特定番号通知機能	1番号	1,000円
	着信払電話 基本機能	1番号	1,000円
	着信払電話 発信地域振分機能	1回線	1,100円

	着信払電話 話中時迂回機能	1迂回 グループ	1,100円
	着信払電話 着信振分接続機能	1振分 グループ	1,100円
	着信払電話 時間外案内機能/受付先変更機能	1利用番号	1,100円

注1 「テレワープ光」(光アクセス回線)と同時に工事を行う場合は無料です。

注2 同番移行する場合、別途NTTより加入電話等の利用休止工事費1,000円(税抜)および基本工事費2,000円(税抜)が請求されます。

#### 4. その他オプションサービス 初期費用

工事種別・費用	対象サービス・費用内容	費用(税抜)
テレワープ光テレビ テレビ視聴サービス登録料	テレワープ光テレビのサービス登録に掛かる事務手数料	2,800円
テレワープ光テレビ 伝送サービス工事費 ※単独でお申込みの場合	テレワープ光開通後にテレワープ光テレビ単独で申込んだ場合に、テレビの伝送サービス工事に掛かる費用	7,500円 ※注1
テレワープ光テレビ 伝送サービス工事費 ※テレワープ光と同時に お申込みの場合	テレワープ光の新規開設工事と同時にテレワープ光テレビをセットで申込んだ場合に、テレビの伝送サービス工事に掛かる工事費	3,000円 ※注1
テレワープ光テレビ 屋内同軸配線工事 ※テレビ1台まで接続	テレワープ光テレビの開設時に、映像用回線終端装置とテレビ1台までの接続、及びテレビなどの設定に掛かる工事費	6,500円 ※注2
テレワープ光テレビ 屋内同軸配線工事 ※テレビ4台まで接続	テレワープ光テレビの開設時に、映像用回線終端装置と利用者宅の共聴設備の接続、テレビ4台までの接続、及びテレビなどの設定に掛かる工事費	22,800円 ※注2

テレワープ光テレビ テレビ5台目以降接続工事 端末接続工事	テレワープ光テレビの開設時に、5台目以降、部屋のテレビ端子と地上デジタル放送・BSデジタル放送を視聴するテレビなどとの接続、設定に掛かる工事費 ※テレビ1台当たりの費用	3,300円 ※注2
テレワープ光テレビ テレビ5台目以降接続工事 テレビ端子接続工事	テレワープ光テレビの開設時に、5台目以降、部屋のテレビ端子や同軸コネクタ取替え、同軸コード/同軸ケーブルの新設などに掛かる工事費 ※テレビ端子1か所当たりの費用	3,500円 ※注2
テレワープ光テレビ ブースター設置工事	テレビの映りが安定しない場合に、ブースターを設置するために掛かる工事費 ※ブースター1台当たりの費用	12,000円 ※注2

注1 テレワープ光開設時とテレビ単独の開設で伝送サービス工事費が異なります。

注2 テレワープ光テレビの設置工事は、接続するテレビ端末の台数により異なります。また、設置場所の環境により追加料金が発生する場合があります。

注3 新築戸建物件などで情報分電盤が設置されており、映像回線終端装置との距離が3m程度の場合は、工事内容が異なります（NTT東西による事前確認が必要になりますのでお問い合わせください）。

#### 5. テレワープキューブ買取費用

項目	内容	費用（税抜）
テレワープキューブ 買取代金	テレワープキューブの買取に掛かる費用 ※テレワープキューブをレンタルする場合は発生しません。	9,800円

注1 契約申込み時にテレワープキューブの買取を選択すると本費用が発生します。

注2 レンタルから買取に変更することも可能です。その場合も本費用が発生します。

## インターネット接続利用規約

### 第1条（仕様）

1. 当社のインターネット接続サービスは以下の通りとします。
  - 1) IPv6/IPoE接続サービス
    - ・上位事業者： 株式会社JPIX
    - ・サービス仕様： IPv6/IPoE IPv4 over IPv6接続方式
    - ・IPアドレス： IPv4/IPv6アドレスともに動的IPアドレスを付与します。
  - 2) IPv4/PPPoE接続サービス
    - ・上位事業者： 株式会社NTTPCコミュニケーションズ
    - ・サービス仕様： IPv4/PPPoE方式 開通時にPPPoE接続IDとパスワードを付与します。
    - ・IPアドレス： 動的IPv4アドレスを付与します。
2. 当社は契約者から申込み時に要望がない限り、上記1) IPv6/IPoE接続サービスを提供します。

### 第2条（通信の条件）

1. インターネット接続等に係る通信は、上位事業者が定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度、通信品質等を保証するものではありません。インターネット接続等に係る伝送速度、通信品質等は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動します。
2. 当社は、一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄することがあります。
3. 前各項のほか、通信状況等により、インターネット接続等を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

### 第3条（通信の制限）

1. 当社又は上位事業者（以下、総称して「通信事業者」といいます。）は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。
2. 通信事業者は、利用者が、インターネット接続等を利用して、通信事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、通信事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する通信事業者のインターネット接続等の提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと通信事業者が認めた場合に、そのインターネット接続等に係る通信の帯域を制限することがあります。

3. 通信事業者は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することがあります。
4. 通信事業者は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。